

杵築市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 杵築市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度(19年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	17.4	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	3区(立石処理区・大田処理区・中溪処理区)		
処理場数	3箇所(立石地区農業集落排水施設・大田地区農業集落排水施設・中溪地区農業集落排水施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含みます)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含みます。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

② 使用料

一般家庭用使用体系の 概要・考え方	●立石処理区 基本使用料 10 m ³ まで:1,512 円 (2月につき) 超過使用料 10 m ³ を超え 30 m ³ まで:1 m ³ につき 172.8 円 30 m ³ を超える場合:1 m ³ につき 205.2 円 ●大田処理区・中溪処理区 別紙1参照		
業務用使用体系の概 要・考え方	基本使用料 10 m ³ まで:1,512 円 (2月につき) 超過使用料 10 m ³ を超え 30 m ³ まで:1 m ³ につき 172.8 円 30 m ³ を超える場合:1 m ³ につき 205.2 円 ●大田処理区・中溪処理区 別紙1参照		
その他の使用体系の概 要・考え方	基本使用料 10 m ³ まで:1,512 円 (2月につき) 超過使用料 10 m ³ を超え 30 m ³ まで:1 m ³ につき 172.8 円 30 m ³ を超える場合:1 m ³ につき 205.2 円 ●大田処理区・中溪処理区 別紙1参照		
条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,250 円	実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載
	平成26年度	3,340 円	
	平成27年度	3,340 円	
	平成25年度	2,967 円	
	平成26年度	3,057 円	
	平成27年度	2,975 円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³あたりの使用料をいいます。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含みます)をいいます。

別紙 1

○杵築市農業集落排水施設条例

別表（第16条関係）

2 大田地区農業集落排水施設及び中溪地区農業集落排水施設使用料（月額）

(1) 一般家庭

① し尿＋生活雑排水接続の場合

構成人数	金額 円/月
1人家族	1,540
2人家族	2,740
3人家族	3,340
4人家族	3,940
5人家族	4,540
6人家族以上	5,140

② し尿のみ接続の場合

構成人数	金額 円/月
1人家族	1,540
2人家族	1,900
3人家族	2,260
4人家族	2,620
5人家族	2,980
6人家族以上	3,340

③ 生活雑排水のみ接続の場合

構成人数	金額 円/月
1人家族	1,540
2人家族	2,380
3人家族	2,800

4人家族	3,220
5人家族	3,640
6人家族以上	4,060

備考 世帯（戸）の処理人数は、住民票により認定する。

(2) 事業所等

① し尿＋生活雑排水接続の場合

算定人員	金額 円/月	
		事業所のみ
1人	事業所のみ	1,540
	住居併用	600
2人	事業所のみ	2,740
	住居併用	1,200
3人	事業所のみ	3,340
	住居併用	1,800
4人	事業所のみ	3,940
	住居併用	2,400
5人	事業所のみ	4,540
	住居併用	3,000
6人	事業所のみ	5,140
	住居併用	3,600
10人	事業所のみ	7,540
	住居併用	6,000
20人	事業所のみ	13,540
	住居併用	12,000
30人	事業所のみ	19,540
	住居併用	18,000
40人	事業所のみ	25,540
	住居併用	24,000
50人	事業所のみ	31,540

	住居併用	30,000
60人	事業所のみ	37,540
	住居併用	36,000

② し尿のみ接続の場合

算定人員	金額 円/月	
1人	事業所のみ	1,540
	住居併用	360
2人	事業所のみ	1,900
	住居併用	360
3人	事業所のみ	2,260
	住居併用	720
4人	事業所のみ	2,620
	住居併用	1,080
5人	事業所のみ	2,980
	住居併用	1,440
6人	事業所のみ	3,340
	住居併用	1,800
10人	事業所のみ	4,780
	住居併用	3,240
20人	事業所のみ	8,380
	住居併用	6,840
30人	事業所のみ	11,980
	住居併用	10,440
40人	事業所のみ	15,580
	住居併用	14,040
50人	事業所のみ	19,180
	住居併用	17,640
60人	事業所のみ	22,780

	住居併用	21,240
--	------	--------

③ 雑排水のみ接続の場合

算定人員	金額 円/月	
		事業所のみ
1人	事業所のみ	1,540
	住居併用	840
2人	事業所のみ	2,380
	住居併用	840
3人	事業所のみ	2,800
	住居併用	1,260
4人	事業所のみ	3,220
	住居併用	1,680
5人	事業所のみ	3,640
	住居併用	2,100
6人	事業所のみ	4,060
	住居併用	2,520
10人	事業所のみ	5,740
	住居併用	4,200
20人	事業所のみ	9,940
	住居併用	8,400
30人	事業所のみ	14,140
	住居併用	12,600
40人	事業所のみ	18,340
	住居併用	16,800
50人	事業所のみ	22,540
	住居併用	21,000
60人	事業所のみ	26,740
	住居併用	25,200

備考 事業所等における人数は、次の表に掲げる種別・内容に応じて、同表の右欄に掲げる方法

により算定するものとする。

種別	内容	算出方式
集会施設	地区公民館	定数 1
福祉施設	老人ホーム等	定員数
医療施設	病院・医院	定数 3
一般店舗	水を営業に使用しないもの（事業所・事務所含む）	$0.5 \times$ 職員数
	事業所のうち現場を持つもの	$0.3 \times$ 職員数
飲食関係	学校給食調理場	$0.075 \times$ 食数
	宴会場のあるもの	定数 3
	宴会場のないもの	定数 1
	仕出し・弁当製造業	定数 2
鮮魚関係		定数 2
理容店		定数 1
美容店		定数 1
学校施設	保育園・幼稚園・小学校・中学校	$0.25 \times$ 定員
	高等学校	$0.31 \times$ 定員
地方公共団体関係	地方公共団体の庁舎及び各出先機関	$0.5 \times$ 職員数
その他	公衆トイレ等	定数 1

備考

- 1 「定数」とは使用料（月額）を決定する人員であって、「定数 1」とは算定人員 1 人のことである。なお、人数を算定する際、小数点以下がでた場合は、すべて切り上げた数値を算定人員とみなす。
- 2 「定員数」とは、その施設の法的定員数をいう。
- 3 「職員数」とは、その事業所に従事するものをいう。
- 4 2、3 交代の事業所にあつては、上記算出方式を 2、3 倍することとする。
- 5 飲食関係において、食堂と仕出し・弁当製造が重複している場合は、両方の定数を加算する。

③ 組織

職員数	上下水道課は平成 28 年度現在 20 人で、業務は上水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業に当たっています。 職員給与費の予算措置については、公共下水道事業特別会計 7 人、特定環境保全公共下水道特別会計 2 人、農業集落排水事業特別会計 1 人を置いている状況です。
事業運営組織	平成 17 年度の合併時、上下水道業務を行っていた部署は、本庁に都市計画課、水道課、山香庁舎に上下水道課、大田庁舎に水道係と下水道係が配置されており、職員数は 29 人でありましたが業務委託の実施等を行いつつ、定員適正化計画及び新たな行政改革大綱等により職員の削減に取り組み、上下水道課では 9 名の削減が行われました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、消防施設保守点検業務、汚泥処分業務、電気保安業務、汚泥収集運搬業務を民間業者に委託しています。 また、使用料徴収業務は、上水道事業に委託し、効率的な体制を築いています。
	イ 指定管理者制度	なし。
	ウ PPP・PFI	なし。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	投資に見合う収益が確保できるか不明なため、実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含みます)を用いた収入増につながる取組を指します。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除きます)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付しています。

<p>平成 28 年度に策定・公表した平成 27 年度決算「経営比較分析表」を添付しております。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>

経営比較分析表

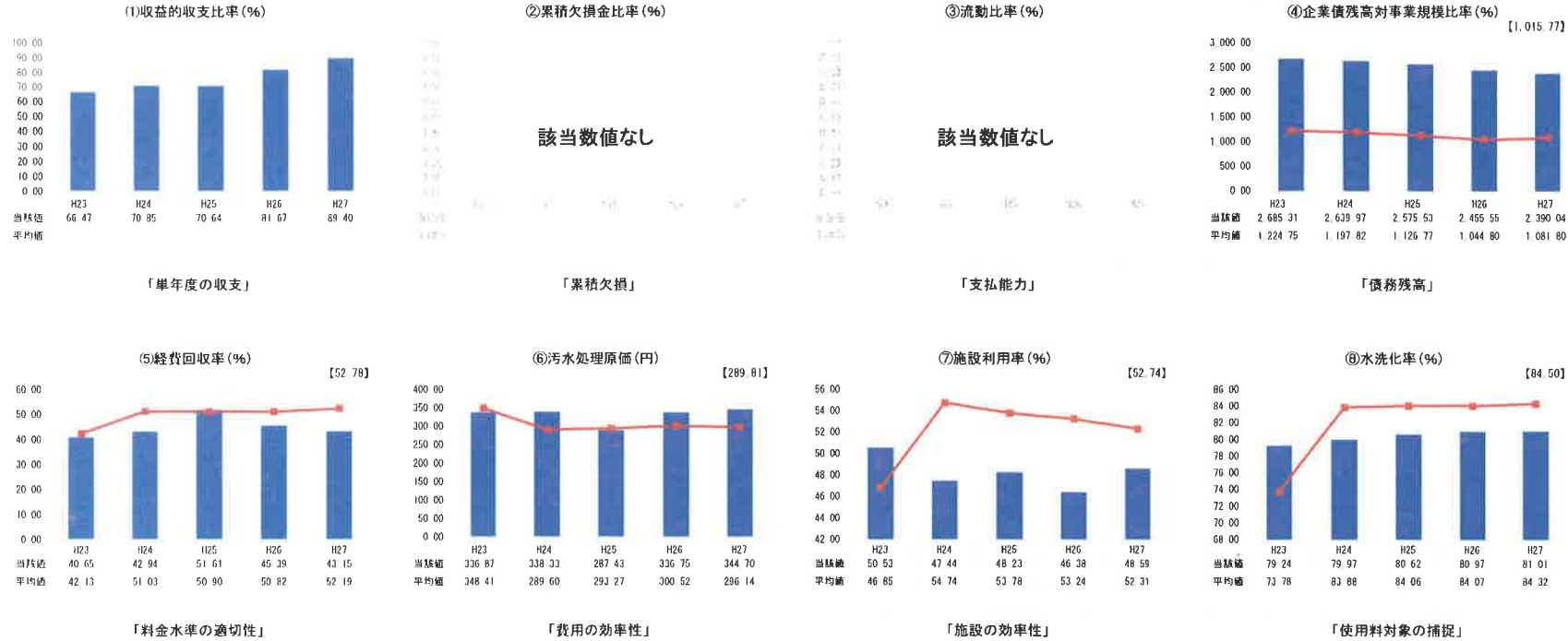
大分県 杵築市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	6.89	95.57
1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)			
3,340			

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
30,645	280.08	109.42
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,101	1.21	1,736.36

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①『収益的収支比率』・・・[料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用までの程度を示しているかを表す指標] 上昇傾向にありますが、今後も収益増を回る必要があります。
 ②『企業債残高対事業規模比率』・・・[料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標] 新たな企業債借入はありませんが、整備完了までに多額の費用を要したため、事業規模と比較すると、高い割合になっています。
 ③『経費回収率』・・・[使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標] 類似団体と比較すると下回っています。
 ④『汚水処理原価』・・・[有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標] 類似団体と比較して高くなっています。改善するためには、有収水量を増やす必要があります。
 ⑤『施設利用率』・・・[施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適性規模を判断する指標] 類似団体と比較して低くなっており、50%前後で推移しています。
 ⑥『水洗化率』・・・[現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標] 類似団体と比較して低くなっており、ほぼ横ばいです。

2. 老朽化の状況について

③『管渠改善率』・・・[当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標] 供用開始後、耐用年数経過までに期間があるため、老朽化対策としての管渠改善は行っていません。

全体総括

杵築市の農業集落排水は、投資した経費に見合った収入を得ることができておらず、経営が良好とはいえない状態です。今後も、処理区域内人口の減少により、施設利用率や水洗化率が減少し、収益が減少すると考えられます。将来は、事業の一部を特定環境保全公共下水道に統合し、維持管理費の削減を目指します。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

○理念

「歴史と文化の薫り高き 豊かな感性があふれるまち」の実現を基本理念とし、農業集落排水事業は、農業用水域の水質保全や農村地域の生活環境の改善を図ることを目的としています。

○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の負担や維持管理費の増加から厳しい経営を強いられています。公債費残高は順調に減少する予定ですが、機器類の更新期が来ています。特定環境保全公共下水道若しくは他の農業集落排水施設との接続を検討したうえで、投資が集中しないように計画を策定し、平準化を図ります。

○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により業務効率化を図りつつ、将来的には包括的民間委託等の、より効率的な民間活用によるコスト削減について検討します。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、収入の確保のため使用料を確実に収納すると共に、平準化債の調達をしていきます。

また、引き続き杵築市水道事業と連携を図りながら、使用料の収納率向上、滞納整理の強化を図っていきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項・投資の平準化に関する事項

投資については、特定環境保全公共下水道への接続や農業集落排水施設同士の接続を含めた検討を行ったうえで、施設の更新を行うのか、接続までの間、維持補修で運転していくのかにより大きく異なるため、今回の策定では更新及び大規模改修を行わない計画としています。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

一般会計からの繰入を極力減らすため、高い収納率の維持と資本費平準化債の発行を計画しています。

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

農業集落排水施設の処理区域では、人口減少が顕著であり、大田処理区及び中溪処理区では、世帯人員に対して使用料が発生するようになっているため、人口減少に伴う減額を見込んでいます。

また、使用料の見直しについては、消費税増税に伴う改定は考えられますが、現時点では見通せないため、反映していません。

○企業債に関する事項

資本費平準化債について、平成28年度に改正があり、借入可能額が減少する見込みですが、しっかり活用しながら、財源の確保に努め、世代間の公平を確保しています。

○繰入金に関する事項

資本費の人件費及び単独事業については、地方交付税の対象とならない他会計からの繰入金で算定し、元利償還に充てる分流式下水道に係る経費を地方交付税の対象となる他会計からの繰入金で算定しました。

また大分県下水道整備緊急促進事業交付金を財源とした減債基金が平成28年度現在約1,300万円ありますが、計画的に取り崩していきませんが、現段階では反映していません。

○資産の有効活用に関する事項

なし。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項
なし。

○職員給与費に関する事項
時間外手当等すべて含み主査級で760万/人と見込んでいます。

○動力費・薬品費に関する事項
平成28年度予算を基礎として、利用者の減少に伴う管理委託料の減少が見込まれないため、平成28年度と同額としています。
また、処理場の運転に関しては、夜間運転を実施して動力費の抑制に努めています。

○修繕費・委託費に関する事項
機器の保守のため、機器点検や交換・修繕を機能診断結果に基づいて実施する予定にしており、単年度に費用を集中させず、平準化させて修繕費がこれ以上増えないように対応するよう見込んでいます。

○その他の投資以外の経費に関する事項
消費税増税に伴う増加は考えられますが、現時点では見通せないため、反映していません。

(法非適用企業)

(杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計)

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)		(決算)												
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	119,428	120,992	132,080	136,706	139,782	141,294	141,641	142,369	143,018	142,686	143,231	141,111	132,438		
	(1) 営 業 収 益 (B)	36,282	37,010	35,708	36,065	36,425	36,789	37,493	37,867	38,245	38,627	39,013	39,278	39,671		
	ア 料 金 収 入	36,282	37,010	35,708	36,065	36,425	36,789	37,493	37,867	38,245	38,627	39,013	39,278	39,671		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
	ウ そ の 他															
	(2) 営 業 外 収 益	83,146	83,982	96,372	100,641	103,357	104,505	104,148	104,502	104,773	104,059	104,218	101,833	92,767		
	ア 他 会 計 繰 入 金	73,354	73,607	86,510	92,366	95,842	98,817	99,313	100,770	101,971	101,906	102,710	101,833	92,767		
	イ そ の 他	9,792	10,375	9,862	8,275	7,515	5,688	4,835	3,732	2,802	2,153	1,508				
	2 総 費 用 (D)	58,988	57,364	57,768	55,557	54,515	53,494	52,452	51,426	50,392	49,362	48,316	47,266	45,877		
	(1) 営 業 費 用	33,228	32,734	33,300	33,557	33,816	34,078	34,342	34,609	34,879	35,151	35,426	35,704	35,985		
ア 職 員 給 与 費	7,531	8,708	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600			
イ そ の 他	25,697	24,026	25,700	25,957	26,216	26,478	26,742	27,009	27,279	27,551	27,826	28,104	28,385			
(2) 営 業 外 費 用	25,760	24,630	24,468	22,000	20,699	19,416	18,110	16,817	15,513	14,211	12,890	11,562	9,892			
ア 支 払 利 息	25,760	24,630	24,468	22,000	20,699	19,416	18,110	16,817	15,513	14,211	12,890	11,562	9,892			
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	60,440	63,628	74,312	81,149	85,267	87,800	89,189	90,943	92,626	93,324	94,915	93,845	86,561			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	179,349	73,820	86,617	85,280	63,600	79,600	87,600	93,600	33,600	29,600	26,600	38,600	70,600		
	(1) 地 方 債	88,500	40,000	39,400	32,900	36,900	35,400	27,100	18,900	14,700	10,700	9,000	15,700	31,200		
	うち 資 本 費 平 準 化 債	41,000	40,000	35,000	32,000	35,000	30,000	24,000	17,000	12,000	8,000	4,000	2,000	4,000		
	(2) 他 会 計 補 助 金	20,296	13,344	26,865	27,133	14,540	21,330	30,490	38,060	9,810	9,810	8,000	8,650	9,850		
	(3) 他 会 計 借 入 金															
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	52,150		14,986	19,840	7,000	17,500	24,500	31,000	4,000	4,000	4,500	10,000	25,000		
	(6) 工 事 負 担 金	2,230	4,020	1	407	160	370	510	640	90	90	100	250	550		
	(7) そ の 他	16,173	16,456	5,365	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,000	4,000		
	2 資 本 的 支 出 (G)	233,043	124,572	153,567	158,154	141,352	161,712	171,954	180,811	123,424	120,771	120,007	132,445	157,161		
(1) 建 設 改 良 費	125,222	14,864	46,252	48,280	23,600	44,600	58,600	71,600	16,600	16,600	17,600	32,600	62,600			
うち 職 員 給 与 費	13,397	7,006	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600			
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	107,821	109,708	107,315	109,874	117,752	117,112	113,354	109,211	106,824	104,171	102,407	99,845	94,561			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 53,694	△ 50,752	△ 66,950	△ 72,874	△ 77,752	△ 82,112	△ 84,354	△ 87,211	△ 89,824	△ 91,171	△ 93,407	△ 93,845	△ 86,561			

(法非適用企業)

(杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計)

収支計画(※)

(単位:千円,%)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	6,746	12,876	7,362	8,275	7,515	5,688	4,835	3,732	2,802	2,153	1,508	
積 立 金	(K)	(L)	9,792	10,376	9,862	8,275	7,515	5,688	4,835	3,732	2,802	2,153	1,508	
前年度からの繰越金	(L)		3,046		2,500									
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)													
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)		2,500										
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)			2,500										
実 質 収 支	黒字 (R)													
	赤字 (S)													
赤字比率	(S) / ((B)-(C)) × 100													
収益的収支比率	(A) / ((D)+(H)) × 100		72	72	80	83	81	83	85	89	91	93	95	96
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(T)													
営業収益一受託工事収益	(B)-(C)	(U)	36,282	37,010	35,708	36,065	36,425	36,789	37,493	37,867	38,245	38,627	39,013	39,278
地方財政法による資金不足の比率	((T)/(U)) × 100													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((V)/(X)) × 100													
他会計借入金残高	(Y)													
地 方 債 残 高	(Z)		1,554,242	1,558,474	1,491,159	1,382,185	1,266,333	1,154,621	1,044,367	937,056	832,932	731,461	634,054	547,909

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分			73,354	73,607	86,510	92,366	95,842	98,817	99,313	100,770	101,971	101,906	102,710	101,833
うち基準内繰入金			73,354	73,607	86,510	92,366	95,842	98,817	99,313	100,770	101,971	101,906	102,710	101,833
うち基準外繰入金														
資本的収支分			20,296	13,344	26,865	27,133	14,540	21,330	30,490	38,060	9,810	9,810	8,000	8,650
うち基準内繰入金			720	420										
うち基準外繰入金			19,576	12,924	26,865	27,133	14,540	21,330	30,490	38,060	9,810	9,810	8,000	8,650
合 計			93,650	86,951	113,375	119,499	110,382	120,147	129,803	138,830	111,781	111,716	110,710	110,483

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。

③ 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	立石地区農業集落排水施設は特定環境保全公共下水道の山香浄化センターと近距離で整備されており、最適化(統合によって施設の更新費や維持管理費が圧縮できないかどうか)を検討します。
投資の平準化に関する事項	平成 29 年度中に投資の平準化を考慮した最適化整備構想を策定予定です。
民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特定環境保全公共下水道事業との統合の結果を踏まえ、これまでと同様に民間委託の活用により業務効率化を図りつつ、将来的には包括的民間委託等の、より効率的な民間活用によるコスト削減を検討します。
その他の投資に関する事項	なし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	最適化整備構想を平成 29 年度に整備した後に投資計画を見直し、利用が継続可能な使用料となるように見直しを行う予定です。
資産活用による収入増の取組について	なし。
その他の財源に関する事項	なし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	指定管理者制度やPPP/PFIについては、現段階では実施しない方向ですが、経営状況などを考慮して必要となれば、検討します。 包括的民間委託については、現在の委託状況に加え、支出の減につながるようであれば、積極的に実施できるように検討します。
職員給与費に関する事項	主査級を1名配置していますが、大田振興課業務の兼務で配置されています。農業集落排水事業のみの担当業務ではないため、他会計との協議を検討していきます。

動力費に関する事項	夜間運転を実施するなど工夫をしていますので、引き続き動力費の抑制に努めます。
薬品費に関する事項	包括的民間委託を実施することにより、削減可能かどうかを検討します。
修繕費に関する事項	今後の更新費用が過度な負担とならないように、機能診断結果を活用して、従来どおり平準化に努めます。
委託費に関する事項	包括的民間委託を実施することにより、削減可能かどうかを検討します。
その他の投資以外の経費に関する事項	なし。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年度、見直し(ローリング)を行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の更新を行います。
-------------------------	---